

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会規約

(設 置)

第1条 「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)は、中国地方整備局が定める「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき設置する。

(審議事項)

第2条 審査会は、実施要領に基づき次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を中国地方整備局長に報告する。

- 一 災害時の事業継続計画の認定基準の策定又は変更に関する事項。
- 二 書類審査及び口頭審査の実施並びに審査結果に関する事項。
- 三 認定の無効に関する事項。
- 四 その他、必要となる事項。

(構 成)

第3条 審査会の構成は以下のとおりとする。

- 外部委員 中国地方整備局長が委嘱した有識者
行政委員 中国地方整備局統括防災官
行政委員 中国地方整備局総括防災調整官
- 2 審査会には委員長を置くものとし、委員長は外部委員の中から、委員の互選により選出するものとする。
 - 3 外部委員は、別紙に示すとおりとする。

(運 営)

第4条 審査会は、委員長が招集するものとし、原則として毎年度1回開催する。ただし、建設会社等からの申込みの状況等に応じて適宜開催することができる。

- 2 審査会は、委員長を含め2／3以上の委員の出席をもって成立する。ただし、委員においては、欠席委員からの委任があれば代理出席を認める。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事 務 局)

第5条 審査会の事務局は、防災室に置く。

(守秘義務)

第6条 審査会の運営及び事務処理によって知り得た個人情報及び企業情報等については、関連法令を遵守し適切に対応する。

(そ の 他)

第7条 この規約は、必要が生じた場合は審査会に諮って変更することができる。
2 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(附 則)

- この規約は、平成24年10月11日から適用する。
この規約は、平成30年3月20日から適用する。
この規約は、平成31年4月1日から適用する。
この規約は、令和3年2月18日から適用する。
この規約は、令和4年2月22日から適用する。

(別紙)

今岡 務 広島工業大学名誉教授
畠 俊郎 広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授
松原 雄平 鳥取大学名誉教授
三浦 房紀 山口大学名誉教授
(五十音順敬称略)